

## 測量等業務に係る業務成績評定に対する不服申立要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県土整備部(総合事務所県土整備局を含む。)が委託契約した測量等業務(建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務をいう。以下同じ。)に係る業務成績評定に対し不服がある場合の不服の申立手続を定め、もって、測量等業務の業務成績評定の透明性及び公正性の確保に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱により不服の申立てを行うことができる業務成績評定は、県土整備部が発注する測量等業務の検査(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知。以下「検査要綱」という。)第3条に規定する検査をいう。以下同じ。)を行う際に、鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知。以下「評定要綱」という。)第5条の規定により実施したものとする。

### (不服申立て)

第3条 検査要綱第10条の規定による検査結果の通知を受け、かつ、評定要綱第6条第2項の規定その他これに類する定めに基づく検査結果の説明の請求をした者は、業務成績評定に不服がある場合には、当該説明の請求に対する回答を受けた日の翌日から起算して10日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は、当該期間に含まないものとする。)以内に、知事に対し、別記様式により不服を申し立てることができる。

2 知事は、前項の規定による申立て(以下「不服申立て」という。)が同項に規定する期間経過後になされたとき、その他この要綱に定める要件を満たさないときは、当該不服申立てを却下する。

### (対応措置)

第4条 知事は、不服申立てに理由がないときは、当該不服申立てを棄却する。

2 知事は、不服申立てに理由があるときは、当該不服申立てに係る業務成績評定を取り消し、新たな業務成績評定を通知する。

3 知事は、不服申立てに対し第1項又は前項の規定による措置(以下「対応措置」という。)を講ずるに当たり、鳥取県建設工事等入札・契約審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

4 対応措置は、原則として、不服申立てを受けた日の翌日から起算して1月以内に行うものとする。

5 知事は、対応措置を行った場合には、当該措置の内容を審議会に報告するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行し、同日以後に行われる測量等業務の検査による業務成績評定について適用する。

別記様式

不 服 申 立 書

年 月 日

鳥取県知事

様

名 称

代表者

氏

名

印

年 月 日付けで通知のあった業務成績評定について不服があるので、下記のとおり申し立てます。

記

1 業務名

2 業務場所

3 業務期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 完了検査 年 月 日

[ 不服内容 ]